



特定管理薬品の新規採用について

新規作用機序を有する革新的な医薬品については、厚生労働省・最適使用推進ガイドラインが作成されており、医薬品情報収集や副作用の速やかな把握と対応が求められています。当院では、最適使用推進ガイドラインが作成されている製剤のうち、市販直後調査終了後に院内の使用実績を考慮して、これまで緊急購入薬品として取り扱ってきた一部の薬品を「特定管理薬品」として採用することとなりました。

今回、特定管理薬品の対象となる緊急購入薬品の中で、特に症例数が多い「オプジーボ点滴静注120mg・240mg」、「キイトルーダ点滴静注100mg」を**3月23日より**新規採用致しますので、運用方法をご案内します。

◎新規採用特定管理薬品

オプジーボ点滴静注		キイトルーダ点滴静注
120mg	240mg	100mg
		

◎緊急購入薬品と特定管理薬品の運用法

緊急購入薬品	特定管理薬品
DOC VIEWで緊急購入連絡書を記載し、薬剤部へ緊急購入連絡書を提出 ↓ 緊急購入薬品の患者登録を医薬品情報管理室(7083)に依頼 ↓ 薬剤部での登録後、オーダー可能	書類の提出不要 特定管理薬品の患者登録を医薬品情報管理室(7083)に依頼 ↓ 薬剤部での登録後、オーダー可能